

1 税理士法

1. 税理士の使命
2. 税理士の業務
3. 税理士法における遵守事項・留意点
4. 税務代理権限証書は必ず添付しよう
5. 業務処理簿は必ず作成しよう
6. 税理士も罰せられる
7. 二重税理士・名義貸し行為に要注意！
8. 使用人の守秘義務違反や二重税理士行為に要注意！
9. 税理士法人の設立
10. 税理士法人の業務執行
11. 税理士法人の社員の無限連帯責任のリスク対策
12. 所属税理士が行う直接受任業務

1. 税理士の使命

【ポイント】

(税理士の使命)

第1条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする(昭55法第26号改正)。

【注意点】

わが国は、多くの税目で申告納税制度が採用され、納税者は、租税法規に従つて、自ら課税標準等を計算して申告及び納付を行うことが原則となっている。しかし、日本の税体系は複雑多岐にわたり、かつ、難解であるため、申告納税制度の下での国民の納税義務の適正な実現に資するための方策の一環として、納税者の代理人である税理士の制度が設けられた。

税理士業務は、国民の財産権と国家の財政基盤とに深くかかわる社会公共的性格を有するため、税理士法では法1条に使命についての規定が設けられ、併せて無償独占(法52条)の業務制限規定や、税理士業務執行上の各種の義務規定が置かれている。

税理士法第1条では、納税義務者の納税義務の適正な実現を専門家として支援するための必要な要素として「独立した公正な立場」であることと、「申告納税制度の理念」に沿うことが重要であるとしている。

これらの社会からの要請のうち、「独立した公正な立場」については、税理士が納税義務者からも税務当局からも主体性を持ち、公正であるための必要条件である独立性を確保することと、税制その他の実務に関する研修等により税理士としての知見をアップデートし続けることで、専門家としての公正性を維持するための条件が整うことになるものと考えられる。

申告納税制度の理念とは、租税債務について他者から確定されるものではなく、自らの義務は自らが確定して履行するという自己賦課の価値観であると考えられ、その考え方は民主主義本来の自律の理念に由来すると考えられる。税理士は納税義務者の義務の確定と履行の場面においてこの申告納税制度の理念に基づいて、納税義務者の後見的な存在であることが求められている。

税理士は、主体性と独立性を確保し、税務に関する専門家たるに相応しい知識人として、租税に関する法令はもとより、税理士の業務に関する法令と実務に精通することで「公正」性の基礎とし、自らの義務と自律的に向き合う姿勢を尊重しながら、租税法律主義の考え方を実務のあらゆる場面で反映させることで、税理士の使命を果たすことになるのである。

【詳細はこちら】 [税理士法](#)、[税理士法施行令](#)、[税理士法施行規則](#)

2. 税理士の業務

【ポイント】

(税理士の業務)

税理士は、法 2 条で、他人の求めに応じ、租税に関し①税務代理（法 2 条①一）、②税務書類の作成（法 2 条①二）、③税務相談（法 2 条①三）を行うことが定められており、法 52 条では、「税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。」として税理士業務の制限を規定している。対象税目の範囲は包括的に規定されているが、専門的な知識や判断を要しない特定の税目や特定の地域だけを対象とする税目は業務の対象外とされている。

また、税理士の業務を行うに当たっては、ICT の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする（法 2 条の 3）。

【注意点】

① 税務代理（法 2 条①一）

税理士業務の基本となる税務代理とは、税務官公署(国税不服審判所を含み、税関官署を除く。)に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法の規定に基づく申告、申請、請求、不服申立て及び届出、報告、申出、申立て、その他これらに準ずる行為(以下「申告等」という。)につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し又は代行することをいう(法 2 条①一、令 2 条の 2)。

要約すれば、税務代理は「申告等に関する代理、代行」若しくは「税務官公署の調査や処分に対する主張・陳述の代理、代行」であるということが出来る。

② 税務書類の作成（法 2 条①二）

税務書類とは、税務官公署に対する申告書等の書類のほか、租税に関する法令の規定に基づき作成し、かつ、税務官公署に提出する書類で、財務省令で定めるものをいい、次に列挙する書類である（法 2 条①二、令 1 条）。

(税務書類)

申告書、申請書、請求書、不服申立書、届出書、報告書、申出書、申立書、計算書、明細書、その他これらに準ずる書類

なお、ここで税務書類の作成とは、依頼者の提出資料に基づき、租税法にしたがって専門家としての精査、判断を加えて作成することであって、他人の作成したものの転記等単なる代書は、書類作成には当たらない（基通 2-5）。

③ 税務相談（法 2 条①三）

税務相談とは、「税務官公署に対する申告等、第 1 号に規定する主張・陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずること」をいう。

相談に応ずるとは、相談を受けて意見を述べたり、教示したりすることであるが、その内容は相談者（納税者）の個別具体的な納税義務に係わるものであって、単に仮定の

事例に基づいた計算や一般的な税法の解釈などは税理士業務としての税務相談には該当しない。

例えば、個別具体的な事例であっても、大学や各種学校などの授業の教材であるなどの場合は、税理士業務とはいえないし、同じ内容であっても、それが具体的な納税義務にかかる個別的な事案である場合は、税務相談に当たるということができる（基通 2-6）。

④ 付随業務（会計業務）（法 2 条②）

法 2 条 1 項各号の税理士業務を行ううえで、税務計算をするためには、その基礎となる会計業務は不可欠であり、企業会計についての知識がなければ課税標準等の計算も行えない。このため、税理士は「税理士業務に付随して、税理士の名称を用いて財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる」とされている。

会計業務の法文化は、税理士が税務のみならず会計の面においても専門家であることを明記したものとして評価できるが、従前から会計業務は自由業務であり、資格のない者でも行うことができ、税理士法でも税理士の独占業務からはずされている。

⑤ 補佐人業務

法 2 条の 2 には、税理士の業務として補佐人業務が掲げられている。補佐の対象事項は、法 1 条及び法 2 条 1 項に掲げる「租税に関する事項」である。この点についての詳細は、「93. 補佐人業務」を参照していただきたい。

⑥ ICT の利用等を通じた利便の向上（法 2 条の 3）

法 2 条 1 項各号及び 2 項の事務における ICT 化の推進は、具体的には、納税義務者（依頼者）への対応及び税務官公署など行政への対応の ICT 化と、そのための自らの業務環境の ICT 化の 3 つの領域に分かれる。

納税義務者対応の ICT 化の具体例としては、資料授受の非書面化、税務相談等の非対面化による業務の迅速化・効率化が考えられる。また、行政対応の ICT 化については、電子申告及びキャッシュレス納税の推進などの行政手続や、調査対応等のペーパーレス化による迅速化・効率化が考えられよう。

さらに、こうした ICT 化を進めるためには、自らの業務環境をデジタル化することが不可欠となる。例えば、ウェブ・クラウド・イントラネット等を活用したテレワークなどの働き方の多様化への対応もその一例であろう。

【詳細はこちら】 [税理士法](#)

3. 税理士法における遵守事項・留意点

【ポイント】

税理士及び税理士法人は、税理士法、日本税理士会連合会及び税理士会の会則・規則を遵守しなければならない。真に納税義務者の信頼に応えうる税理士制度の確立のために遵守事項・留意点を守らなければならない。

【注意点】

税理士法における遵守事項

- ① 税務代理の権限の明示（法 30 条）
- ② 特別の委任を要する事項（法 31 条）
- ③ 税理士証票の提示（法 32 条）
- ④ 署名の義務（法 33 条）
- ⑤ 脱税相談等の禁止（法 36 条、45 条①、48 条の 17 五、58 条）
- ⑥ 不正な税務代理等の禁止（法 45 条①、48 条の 17 五、基通 45-1）
- ⑦ 相当の注意義務の遵守（法 45 条②、48 条の 16、基通 45-2）
- ⑧ 信用失墜行為の禁止（法 37 条、48 条の 16）
- ⑨ 名義貸しの禁止（法 37 条の 2、48 条の 16）
- ⑩ 守秘義務（法 38 条、54 条、基通 38-1、38-2、38-3、38-4）
- ⑪ 会則等の遵守（法 39 条、48 条の 16）
- ⑫ 研修（法 39 条の 2）
- ⑬ 事務所の設置（法 40 条、基通 40-1）
- ⑭ 帳簿作成の義務（法 41 条）
- ⑮ 使用人等に対する監督義務（法 41 条の 2、48 条の 16、基通 41 の 2-1）
- ⑯ 委嘱者に対する助言（助言義務）（法 41 条の 3、48 条の 16）
- ⑰ 元公務員の業務制限（法 42 条、基通 42-1、42-2、42-3、42-4、42-5）
- ⑱ 業務の停止（法 43 条）
- ⑲ 変更登録の手続き等（法 18 条、20 条、規 8 条、10 条、基通 18-1、20-1、会則 34 条③、41 条、42 条）

会則・規則による遵守事項等

- ① 納税者との信頼関係の保持
- ② 非税理士との提携の禁止（会則 61 条）
- ③ 名義貸しの禁止（会則 61 条の 2）
- ④ 税務支援等の税理士の業務の提供に関する施策（会則 66 条）
- ⑤ 会員の研修（会則 65 条、65 条の 2）
- ⑥ 証票の定期的交換（会則 46 条の 2）
- ⑦ 事務所の表示（会則 62 条の 2）
- ⑧ 業務委嘱契約に係る忠実義務等
- ⑨ 会費の納入

- ⑩ 業務広告の注意点
- ⑪ 他の会員に対する業務侵害の禁止
- ⑫ 虚偽不正証明の禁止
- ⑬ 業務報酬の設定
- ⑭ 使用人に関する報告
- ⑮ 使用人の引き抜き禁止

【詳細はこちら】 [税理士法](#)、[税理士法施行令](#)、[税理士法施行規則](#)、[税理士法基本通達](#)、[日税連会則](#)

4. 税務代理権限証書は必ず添付しよう

【ポイント】

税務代理とは、税理士の立場で、委嘱者のために事務を処理する業務委嘱契約に基づいて行動することであり、その行為は民法の委任の規定に従うこととされるが、税理士は税務代理（法2条①一）をする場合においては、「税務代理権限証書」（法30条）を税務官公署に提出しなければならない。

このため、委嘱者との業務委嘱契約が成立したら速やかに「税務代理権限証書」を税務官公署に提出することが望ましく、その後も法人税申告書だけでなく委任を受けたすべての申告書（所得税、消費税、相続税等）や届出書等にも添付する必要がある。

また、税務代理権限証書の添付がない場合には、調査の事前通知も行われず、仮に、書面添付（法33条の2）があっても意見聴取（法35条①）の対象にならない。

なお、税理士の業務のICT化が積極的に推進され、紙ベースではなくデジタルを活用することが標準的な事務処理の方法とされることに至った業務環境の変化に鑑み、税務代理権限証書の提出に関してもe-Taxを利用することが望ましい。

【注意点】

- ① 税務官公署の職員は「調査の事前通知」は原則として納税者に行い、税務代理権限証書が提出されている場合には、併せてその税理士に対してその調査の日時場所等を通知しなければならないと規定されている（法34条）。したがって、税務代理権限証書を添付しない税理士には、通知が行われない。
- ② 法33条の2の「添付書面」を添付している場合、調査の事前通知前に税理士に対し意見聴取が行われるが、税務代理権限証書の提出がない場合には、意見聴取は行われない。
- ③ 令和4年度税制改正において税理士法基本通達の一部が改正され、税務代理権限証書の様式が改訂された。税理士法人の従たる事務所において実務を担当している場合には、その「事務所の名称及び所在地」欄に従たる事務所の所在地等を記載することとなった。また、「調査の通知に関する同意」欄は、調査終了の際の手続きに関する同意事項を記載する欄を追加して「調査の通知・終了の際の手続きに関する同意」欄に変更された。

さらに、代理受領行為が税務代理に含まれることを明確化したことに伴い「税務代理の対象となる書類の受領に関する事項」欄の新設、及び、税務代理に該当しない行為に関する代理関係について記載する「委任状」欄の新設などの変更が行われる。新様式の税務代理権限証書は、令和6年4月1日以降提出分より適用することとなった。

- ④ 税務代理をするに当たって前提となるような書類の受領について、税務代理に含まれることが明確化されたことに伴い、税務代理の委任が終了したことを税務官公署に通知する様式として「税務代理権限証書に記載した税務代理の委任が終了した旨の通知書」が新設された。
- ⑤ 「税務代理権限証書に記載した税務代理の委任が終了した旨の通知書」には、過年分に関する税務代理の有無など当初提出した「税務代理権限証書」に記載した事項を任意に

記載する欄が設けられた。この通知書は、令和6年4月1日以降提出分より適用されることとなった。

【詳細はこちら】 [税理士法](#)

[税務代理権限証書・同記載要領（国税庁）](#)

[税務代理権限証書に記載した税務代理の委任が終了した旨の通知書・同記載要領（国税庁）](#)

[税務調査手続に関するFAQ〈税理士向け〉（国税庁）](#)

5. 業務処理簿は必ず作成しよう

【ポイント】

税理士法において、税理士は税理士業務に関して業務処理簿を作成し、記録を残すことが義務付けられている（法 41 条及び法 48 条の 16）。

また、国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため、必要なときは税理士又は税理士法人から報告を求めたり、質問したり、その業務に関する帳簿書類を検査することができる（法 55 条）。

税理士は、業務処理簿を記録しておくことで、自らの受任業務の範囲を明確にするとともに説明責任を果たすことができる。事案の全貌と経過を把握することができるだけでなく、税務折衝の段階における納税者の手数も省くことができる。

【注意点】

- ① 法 41 条及び法 48 条の 16 において、税理士は税理士業務に関して業務処理簿を作成することが義務付けられている。業務処理簿は、委嘱者別に、かつ、1 件ごとに税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。
- ② 国税当局による法 55 条に基づく調査において、業務処理簿の不整備について指導を受けた例もある。また、業務処理簿の不整備は懲戒処分の対象となるおそれもある。
- ③ 業務処理簿は、帳簿閉鎖後 5 年間の保存義務があるので、各税理士事務所内において、いつでも取り出せるように保存しておくとともに、個人情報保護のため厳重な管理を心掛けなければならない。
- ④ 業務処理簿は、文書だけでなく電磁的方法をもって作成することができる。
- ⑤ 業務処理簿の標準様式は、日本税理士会連合会がこれを定めることとされている（法 49 の 14、会則 64 条）。
- ⑥ 特に税務調査立会いや税務相談等に関して、その内容及びてん末を標準様式に書ききれない場合やより詳細に書きたい場合等のために、日本税理士会連合会では「内容及びてん末」欄の拡大様式として、「業務処理簿別紙」を策定しており、参照されたい。

【詳細はこちら】 [税理士法](#)

[税理士業務処理簿・記載要領・記載例（日税連）](#)

[└税理士業務処理簿別紙（日税連）](#)

[└「税理士業務処理簿\(税理士法第 41 条に規定する帳簿\)に関する Q&A」
（日税連）](#)

【関連項目】

[No. 16 「使用人等の業務記録を残していますか」](#)

6. 税理士も罰せられる

【ポイント】

税理士が懲戒処分を受けるのは、脱税相談・名義貸し・守秘義務違反を行った場合だけではない。書面添付の虚偽記載・調査妨害・使用人等に対する監督義務違反など税理士法には懲戒処分の対象となる違反行為が数多くある。当然のことながら、自己脱税や自己申告漏れ・自己の期限後申告の常態化も信用失墜行為として税理士法上の処分の対象となる。また、民法上の責任として、債務不履行責任、不法行為責任などがある。

税理士法人にも、税理士法人の内部規律や内部管理体制の整備状況などにより、その運営が著しく不当と認められるときは懲戒処分の対象となり、税理士法人の解散を命じられることもある。

なお、税理士法違反行為を行った後、懲戒処分前に税理士登録を抹消しても、税理士法上の処分を逃れることはできない。

【注意点】

- ① 懲戒処分については、脱税相談(法 45 条)や一般の懲戒(法 46 条)・税理士法人の違法行為等についての処分(法 48 条の 20)があり、懲戒処分を受ける税理士法違反の規定は以下のとおりである。

法 32 条 税理士証票の不呈示・法 33 条 署名の義務違反

法 33 条の 2 添付した書面の虚偽記載

法 36 条 脱税相談等の禁止

法 37 条 信用失墜行為禁止違反・法 37 条の 2 名義貸しの禁止

法 38 条 守秘義務違反

法 39 条 会則遵守義務違反・法 40 条 事務所設置義務違反

法 41 条 帳簿作成義務違反・法 41 条の 2 使用人等監督懈怠

法 41 条の 3 助言義務違反・法 42 条 業務の制限違反

法 43 条 業務の停止期間中の税理士業務・法 48 条の 10 成立の届出違反

法 48 条の 13 定款の変更届出違反・法 48 条の 19 合併の届出違反

- ② 税理士は、高度な知識、経験、能力を有する税務の専門家であり、業務に際しては細心の注意を払って業務を行うべきであるが、注意を怠り誤った処理がなされた場合には、法律上の責任が生じる。

- ③ 財務大臣は、元税理士において、税理士在職中に税理士法違反行為がある場合には、懲戒処分と同様の手続により、懲戒処分を受けるべきであったことについての決定をすることができる（令和 5 年 4 月以後に行われた税理士法違反行為等から適用）。

また、税理士法に基づく質問検査権の行使対象者には、元税理士も含まれている（法 55 条）。

【詳細はこちら】 [税理士法](#)

[税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方\(財務省告示第 49 号\)](#)

[「税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する指針」\(日税連\)](#)
[税理士の懲戒処分に係る非違事例 \(日税連\)](#)
[「税理士法違反行為 Q&A」\(国税庁\)](#)

【関連項目】

[No. 45 「損害賠償に注意」](#)

7. ニセ税理士・名義貸し行為に要注意！

【ポイント】

ニセ税理士をみつけたら速やかに税理士会に通報する。税理士法は、「税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。」(法 52 条)と規定し、税理士・税理士法人の名称の使用制限も規定している(法 53 条)。ニセ税理士に対する罰則の規定(法 59 条①四)もある。

また、「税理士は、第 52 条又は第 53 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。」(法 37 条の 2)とも規定している。ニセ税理士に、あなたの名義を貸すことは、ニセ税理士行為という法違反を幫助することであり、独占業務である税理士制度の根幹を揺るがす問題である。あなた自身も懲戒処分の対象となる。

【注意点】

- ① 税理士及び税理士法人は、法 52 条又は法 53 条 1 項若しくは 2 項の規定に違反する者から業務のあっ旋を受けてはならない(会則 61 条)。また、何人にも税理士又は税理士法人としての自己の名義を利用させてはならない(会則 61 条の 2)。
- ② 名義貸しは、法 37 条の 2 により禁止されており、
 - イ 日常業務の処理が署名をしている税理士の指示及び判断に基づいて行われていない場合
 - ロ 業務の結果及び報酬が直接税理士又は税理士法人に帰属していない場合
 - ハ 委嘱者から委嘱を受けた非税理士が税理士業務を税理士又は税理士法人に再委嘱する場合
 - ニ 業務に従事している者が税理士又は税理士法人と雇用関係がない場合
 - ホ 税理士事務所がその税理士と所有関係又は賃貸借関係がない場合
 - ヘ その他これに準ずる場合など、個別又は総合的に判断するとされ、税理士法に一般の懲戒処分の規定(法 46 条)がある。
- ③ 懲戒処分等により税理士業務を停止されている税理士への名義貸しも当然に禁止されており、違反すれば懲戒処分の対象となる。

【詳細はこちら】 [税理士法](#)、[日税連会則](#)

[税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方\(財務省告示第 49 号\)](#)

[税理士の懲戒処分に係る非違事例\(日税連\)](#)

[「名義貸し行為の指標\(メルクマール\)について」\(日税連\)](#)

[ニセ税理士等情報連絡せん](#)

[「税理士法違反行為 Q&A」\(国税庁\)](#)

8. 使用人の守秘義務違反やニセ税理士行為に要注意！

【ポイント】

税理士法は、「税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者でなくなつた後においても、また同様とする。」(法 54 条)と規定し、職員にも守秘義務を課している。また、税理士に使用人等に対する監督義務(法 41 条の 2)を課し、税理士法違反行為のないよう、職員の指導監督を要請している。よって、職員も脱税相談、ニセ税理士行為などのないようしなければならないことはもちろんであるが、税理士においても、在宅勤務をはじめとするテレワークによる使用人等の働き方の多様化に対応した事務所の内部規律及び内部管理体制を適切に整備することが、使用人等のニセ税理士行為やニセ税理士行為への加担行為の抑止の観点から必要である。

また、税理士法には、職員等に対して直接的に定めた罰則が二つある。守秘義務違反に対するものと、ニセ税理士行為に対するもので、どちらも、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金となっている(法 59 条)。

【注意点】

- ① 「税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。」(法 41 条の 2)。この規定は、税理士法人についても準用される(法 48 条の 16)。
- ② 職員が、友人や知人に頼まれ、親切心から自宅で税務書類などを作成した場合には、たとえ無償であっても、ニセ税理士行為となる。また、試験合格者など有資格者であっても税理士登録前の者の行為は、ニセ税理士行為となるので、注意が必要である。
- ③ 職員が脱税相談等をした場合には、税理士登録の際の登録拒否事由(法 24 条三・四)にも該当する。
- ④ 使用人その他従業者の不正行為を使用者である税理士(以下「使用者税理士等」という。)が認識していなかったときでも、内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて使用者税理士等に相当の責任があると認められる場合には、当該使用者税理士等が過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象となることから、税理士は使用人その他従業者の監督のため、事務所の内部規律及び内部管理体制の適切な構築を図らなければならない。
なお、使用人等が不正行為を行った場合には、使用者でもある税理士も懲戒処分対象となる場合がある(国税庁「税理士制度の Q&A」、問 6-7 参照)。
- ⑤ テレワーク等の勤務形態の採用により、対面による監督を行うことができない場合でも、税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者に対する監督義務は異なることはない。この場合、情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている必要がある。

税理士法基本通達 41 の 2-1 では、情報通信技術を利用した使用人等の適切な監督方

法として、次に掲げるような、事前及び事後の確認を行う方法を例示している。

イ 使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打合せに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法

ロ 使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法

また、法2条2項に規定する税理士業務に付随する業務や法2条の2に規定する補佐人業務にかかる補助業務についても、税理士の業務にかかる民事上の責任として、税理士法上の使用人等監督義務と同等の監督責任が求められる。このため、使用人等が本拠以外の場所で税理士業務の付随業務等を行った場合には、付随業務等を行った履歴についても情報通信技術等を利用して事後に確認する必要がある。

【詳細はこちら】 [税理士法、税理士法基本通達](#)
[税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方\(財務省告示第49号\)](#)
[「税理士事務所FAQ」\(日税連\)](#)
[「税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する指針」\(日税連\)](#)
↳ 服務規則モデル(税理士事務所等の使用人等用)
↳ 就業規則モデル(税理士事務所等の使用人等用)
↳ 使用人等雇用時の誓約書モデル

【関連項目】 [No.19「職員の監督や情報の管理は大丈夫ですか」](#)
[No.51「判例・事故例に学ぶ\(業務補助者に対する指導・監督義務\)」](#)

9. 税理士法人の設立

【ポイント】

税理士法人制度は、税理士による多角的で継続的な業務提供や損害賠償能力の強化等を通じて業務への信頼性を高める観点から創設されたものである。

税理士法人は、税理士業務上の特性を備え、税理士制度のなかで自然人である税理士と同じ機能を持った法人でなくてはならない。

税理士法人は、こうした機能を活かすのに相応しい組織体として持分会社(合名会社)に関する会社法の規定を準用するとともに、他の法人制度とは異なる税理士法上の特別法人である。

【注意点】

① 税理士法人の性格

イ 使命

税理士法人には、法1条の「税理士の使命」が準用される(法48条の16)。税理士法人制度は、納税者の要請に応えるために創設された制度であることから、個人たる税理士と同様、納税義務の適正な実現を図るという公共的使命をもった法人として運営されなければならない。

ロ 特別法人

税理士法人は、税理士法に基づき、社員を税理士に限定した特別法人とされ、持分会社(合名会社)に準じている(法48条の21)。

② 税理士法人の人的構成としては、次の要件が課せられている。

イ 社員は税理士に限られること(法48条の4①)

ロ 社員の数は2人以上であること(法48条の18②)

ハ 社員に税理士法上の欠格事由に該当する者がいないこと(法48条の4②一・二)

③ 税理士法人の業務内容

税理士法人とは、税理士業務を組織的に行うことを目的として、税理士が共同して設立する法人(法48条の2)であるので、その行う業務は、税理士法に規定する税理士業務(法2条①)となる。また、税理士業務以外にも、定款で定めるところにより、税理士業務に付随して行う会計業務(法2条②)や付随しないで行う業務(規21)、補佐人業務(法2条の2)を行うことができる(法48条の5、法48条の6)。

④ 名称

税理士法人は、その名称中に税理士法人という文字を使用しなければならない(法48条の3)。

【詳細はこちら】 [税理士法](#)

[「税理士法人の手引き」\(日税連\)](#)

[↳税理士法人の定款作成例](#)

[「税理士制度のQ&A」\(国税庁\)](#)

[「税理士法人に関するQ&A」\(日税連\)](#)

10. 税理士法人の業務執行

【ポイント】

税理士法人は、税理士の業務を共同で組織的に行うことを目的として設立される法人であり、構成員たる税理士すべてが業務執行を行うことを前提としている。

このため、税理士法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負うことが税理士法に規定されている。

【注意点】

① 業務を執行する権限

税理士法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う（法48条の11）。

② 業務の執行方法

税理士法人の行為として税理士業務が行われることになるので、税理士でない者が税理士業務を行う可能性が有り、このような懸念を払拭するために、税理士法人は、税理士でない者に税理士業務を行わせてはならない旨を規定している（法48条の15）。

③ 代表社員の権限

税理士法人の社員は、すべて業務執行社員で税理士法人の外部関係においても、原則として各社員が税理士法人を代表するが、定款又は総社員の同意をもって、社員の中から税理士法人を代表する社員を定めることができる（法48条の21①による会社法599条の準用）。この代表社員は、税理士法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をすることができる（法48条の21①による会社法599条④の準用）。

【詳細はこちら】 [税理士法](#)

[「税理士法人の手引き」（日税連）](#)

[「税理士制度のQ&A」（国税庁）](#)

[「税理士法人に関するQ&A」（日税連）](#)

1 1. 税理士法人の社員の無限連帯責任のリスク対策

【ポイント】

税理士法人については、職業専門家同士が信頼関係に基づいて設立するという性格が強いこと及び多額の出資を要しないという業務の性格などを踏まえ、法 48 条の 21①により会社法 580 条（社員の責任）の規定が準用されている。したがって、税理士法人の社員の対外的責任については、税理士法人の財産により、税理士法人の債務を完済できないときは、各社員が連帯してその債務の弁済の責任（無限連帯責任）を負うこととなる。

最近の損害賠償事例では、多額の賠償事例もあり、法人の資本充実のみでは負担できないことが十分に考えられる。リスク対策として税理士職業賠償責任保険への加入は大変に有効である。

【注意点】

- ① 税理士法人については、税理士同士が信頼関係に基づいて設立する法人という性格が強いこと及び多額の出資を要しないという業務の性格などを踏まえ、監査法人（公認会計士法 34 条の 10 の 5）や特許業務法人（弁理士法 55 条 1 項による会社法 580 条の準用）と同様、法 48 条の 21①により会社法 580 条（社員の責任）の規定が準用されている。
- ② 税理士法人が依頼者のために行った業務から発生する賠償責任に対しては、保険で補てんできるよう税理士職業賠償責任保険に加入すべきである。業務上の賠償責任額は、税理士法人の弁済能力を超えるものや、税理士法人の財産の大半を賠償に充てなければならないものも想定され、このような場合、税理士法人の業務の遂行に支障を来すこともある。税理士職業賠償責任保険は、税理士業務の賠償の範囲と比較して、その免責範囲が広いのが特徴であるが、免責対象外の保険対象事故に対しては保険で補てんできるため、リスク対策としては大変有効なものである。
- ③ 税理士法人の業務執行社員として業務の執行をするのは社員税理士であるので、定期的な会議等により社員税理士間の業務内容の把握を行う必要があり、臨時的な業務についても必ず情報を共有しておくことが必要である。また、税理士職業賠償責任保険の免責に対しては、日常業務を常に重層的にチェックできる体制で業務処理をする必要がある。そのチェック体制については、この小冊子の各項目を参照されたい。

【詳細はこちら】 [「税理士法人の手引き」（日税連）](#)
[「税理士制度の Q&A」（国税庁）](#)
[「税理士法人に関する Q&A」（日税連）](#)

12. 所属税理士が行う直接受任業務

【ポイント】

所属税理士は、原則として、税理士又は税理士法人の補助者として税理士事務所に勤務し、補助者として税理士業務の補助業務や補助者としての税理士業務に従事することとされているが、それに加えて税理士法施行規則第1条の2②において、使用者である税理士又は税理士法人の書面による承諾を得ることにより、所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて税理士業務等に従事できる。

【注意点】

- ① 所属税理士は、使用者である税理士又は税理士法人（以下「税理士等」という。）から、その都度、あらかじめ、書面による承諾を得ることで、他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて税理士業務（法2条①）及び付随業務（法2条②）に従事できる。
- ② 書面による承諾を得た所属税理士は、委嘱者、使用者税理士等との間で以下の書面を交付しなければならない。
 - イ 書面による承諾を得た所属税理士は、委嘱者に対し、施行規則の定める各事項（※）について、所属税理士の署名のある書面をもって説明する（規1条の2③④）。
 - ロ 説明を行った旨を記載した書面に委嘱者の署名を得る（規1条の2⑤）。
 - ハ 委嘱者の署名を得た書面の写しをその使用者である税理士又は税理士法人に提出する（規1条の2⑥）。

※ 税理士法施行規則第1条の2第3項各号に規定する説明義務事項

- 1号 所属税理士である旨
- 2号 その勤務する税理士事務所の名称及び所在地又はその所属する税理士法人の名称及び勤務する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所）の所在地
- 3号 その使用者である税理士又は税理士法人の承諾を得ている旨
- 4号 自らの責任において委嘱を受けて税理士業務等に従事する旨

- ③ 所属税理士は、承諾を得て自ら委嘱を受けた業務（以下「直接受任業務」という。）が終了したとき又は承諾を得たにもかかわらず委嘱を受けるに至らなかったときは、速やかに、使用者である税理士等にその旨を報告しなければならない。
- ④ 所属税理士が直接受任業務を行う場合でも、自らの事務所及び使用人を持つことはできない。
- ⑤ 所属税理士が直接受任業務を行うに当たっては、当然に税理士法における遵守事項及び会則・規則による遵守事項の対象となり、これに違反した場合は懲戒処分の対象となる可能性がある。また、直接受任業務は所属税理士が自らの責任において行うため、業務上の過失等により委嘱者に損害を与えれば、所属税理士自身が損害賠償責任の対象となる可能性があることに留意しなければならない。
- ⑥ 日税連では、所属税理士制度を運用するに当たり、生じると想定される様々な疑問点に

ついて、一定の解釈を示した「所属税理士制度（税理士法施行規則第1条の2）に関する Q&A」及び、同 Q&A の添付資料である同施行規則第1条の2の各項に規定される各種書面のひな型を策定しており、参照されたい。

【詳細はこちら】 [税理士法](#)、[税理士法施行規則](#)、[税理士法基本通達](#)
[「所属税理士制度（税理士法施行規則第1条の2）に関する Q&A」（日税連）](#)
└各種様式